

便宜を與ふる提案を包含する最も興味ある論文の著者に與

ふ。

(b) 著者は道路會議の會員に限る一九三三年十月一日迄に會員たるものでなくてはならぬ。

常置委員會委員は除外する。

(c) 論文は一九三四年四月一日迄に事務局に到着するを要する。

英佛獨語以外の論文は、之らの何れかの語の譯文を添附

すべし。

(d) ペン書又はタイプライターの何れでも記名及日附を

明確に記すべし。

論文は一九三〇年四月一日後のものたるを要す。

(e) 論文が賞品を與ふる價值なき場合は、常置委員會は、賞品授與に對する自由を有する。

(f) 懸賞論文に關する結果の報告はミュンヘンに於ける

第七回道路會議に於て之を行ふ。

滿洲地方に於ける

土木事業と都市計畫施設 (十一)

三 浦 磐 雄

註 本編記事は曩に冒頭に於て序したる如く、昭和五年秋季に實地視察したる傍、調査し得たるものを取纏め敘述し了りたるが、記事の分掲其の他の爲め時日を遷延し、既に二ヶ年半を閲す。其の間九・一八事變等の大なる衝動等もありて、滿洲方面の事情も自ら變革あり。依りて本項以降(以前も折に觸れ修正す)は概ね

其の當時のものに骨子を置き、數字等出來得る限り最近のものを見出して、茲に新に稿を起したり。然りと雖も、本省の机上に於て拾收したる數字等に基くものなれば、年次等に就き多少の近遠は免れざるを遺憾とするものなれども、倅に諒せられんことを希ふ。

旅 順

旅順と諸施設

旅順は元「獅子口」と呼ばれたりしを、明時代に至り南方より移民多く渡來し、船舶商賈の來往繁く、乃ち水陸行旅の順路に當り居ると云ふ意に依り「旅順」の地名を生じたるなりと傳ふ。

旅順は遼東半島の東端に位置す。即ち東經百二十一度十六分、北緯三十八度四十七分の旅順市高崎町十八番地に關東廳觀測所旅順支所（海拔八十米一）を置き、尙旅順市巖島町海岸（東經百二十一度十五分、北緯三十八度四十八分に當る）に暴風警報信號機を設く。

茲に旅順に於ける氣象の概要を數字に示せば次の如し。但し昭和四年迄の氣象に依り累年平均を算出したるものな

り。

月次	一、氣 温 (攝氏、△印は零度以下を表す)		平均
	最高	最低	
一月	九・五	△一九・三	△四・三
二月	一二・〇	△一九・三	△三・〇
三月	二一・三	△二二・一	一・七
四月	二八・四	△四・〇	八・七
五月	三三・九	〇・一	一四・四
六月	三四・二	九・九	一九・五
七月	三四・八	一四・九	二三・〇
八月	三五・四	一四・五	二四・一
九月	三一・六	六一	一九・八
十月	二七・四	△二・七	一四・〇
十一月	二四・四	△一・三	△五・八
十二月	一三・七	△一八・二	△一・三
全年	三五・四	△一九・三	一〇・二

一、降水量及風力、風向

月次	降水量(耗)			風力及風向		
	總量	一日中 最大量	平均 風速度	最大 風速度	最多 風向	
一月	一一・三	一九・〇	四・三	二一・五	北北東	
二月	七・五	三一・五	四・一	一九・七	西	
三月	一五・六	五二・八	四・四	二四・六	西北西	
四月	二〇・八	四七・六	四・三	二一・七	北北西	
五月	四〇・七	四九・七	四・〇	二二・七	東南東	
六月	三九・九	六二・五	三・一	二三・六	南東	
七月	一五七・〇	一六六・八	二・九	一七・〇	東南東	
八月	一二七・四	一二六・〇	二・七	一六・〇	東	
九月	八九・九	一三八・二	三・一	一九・五	東南東	
十月	二四・五	三九・八	三・六	一八・〇	北南	
十一月	二八・五	六八・〇	四・四	二〇・〇	北北東	
十二月	一四・七	一九・五	四・四	二一・五	西	
全年	五七七・八	一六六・八	三・八	二四・六	西北西	

一、天氣日數

月次	降水	霜	雪	霧	快晴	曇天	暴風
一月	六一五	八	〇	一四	五	六	
二月	三一三	四	一	三	四	五	

紹介

一、霜雪の初終

區分	霜	雪
全年	七・七	七・七
三月	四	四
四月	七	七
五月	四	四
六月	七	七
七月	一〇	一〇
八月	一〇	一〇
九月	七	七
十月	六	六
十一月	七	七
十二月	七	七

區分

日終	平均	日初	平均
最晚	四月十五日	最晚	十一月十三日
平均	四月二日	平均	十一月六日
最早	四月二日	最早	十月二十三日
最晚	四月十五日	最晚	十月十二日
平均	四月二日	平均	三月二十五日
最早	四月二日	最早	四月二十八日

旅順は關東廳の在る所にして、又關東軍司令部を此の地

に置かれたりしなり。現在在は關東軍司令部は滿洲國新京に移されたり。即ち旅順は關東州及滿鐵附屬地に對して、政治に於ても軍事に於ても其の中心地たりしなり。

抑も明治三十七年日清戰爭に於て、我が占領に屬し、翌年平和克復し我が國に割讓したる遼東半島は、露、獨、佛三國の干涉に依りて返還の止むなきに至りたるが、爾後今回の滿洲事變ありて滿洲國の建國を見る迄は、政治的にも幾變遷ありしと雖も、所謂四頭政治にして、其の間の消息は周知の如き有様なりき。現在在は關東軍司令長官が全權大使を兼務して外務省關係も代表し、關東廳長官も亦兼務し居る事にて、滿鐵總裁は別にあれども、先づ以て統一せられたる形に置かれ、多年因襲の弊も一掃せられたりと云ふを得べし。然れども滿洲國はさて置き、關東州及滿鐵附屬地に對しての政治の中心は依然として此の地に在りと云ふべく、故に此所には少しく我が國の施政方面の事も述べ置かんすとす。

明治三十八年五月八日勅令第百五十六號を以て、占領地

に對し民政署職員規定を公布し、翌月二十三日滿洲軍總司令官隷下に民政を施行し、州内に於ける安寧秩序を保持し得たり。同年十月十六日平和克復全く成り、其の月の三十一日を以て關東都督府を設置し、民政署は之に屬せしめ、一方軍政をも行ひたりしが、明治三十九年七月勅令第百九十六號に依り同年九月一日より關東都督府は實施せられたるに依り、茲に完全なる民政の端に就けり。而して關東都督は關東州を管轄し、南滿洲鐵道の保護取締を司り、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督す。都督府には都督官房、民政部及陸軍部を置き、民政は外務大臣の下に一般及司法行政に關する一切の政務を統轄したり。

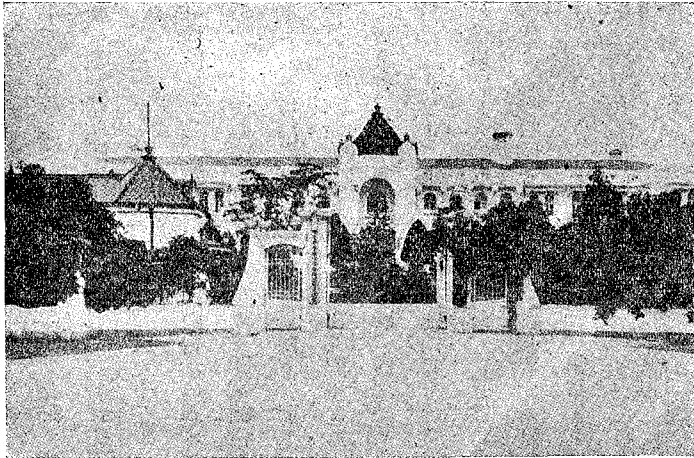
爾來規定の改正も多かりしが、大正八年四月勅令第九十四號を以て、關東廳官制公布せられて前制に換へ、軍部に關する限りは之を除きたるものにして、其の長官は文武官の何れを問はずなりぬ。而して主要なる官制改正は、大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十九號にして、政府の行政整理の方針に基き、長官直接に部局を統轄し事務の刷

新能率を増進せしめたり。

現在に於ける關東長官の主要なる権限は次の如し。

- 一、關東州の管轄
- 二、南滿洲に於ける鐵道線路の業務上の取締
- 三、南滿洲鐵道會社の業務監督
- 四、諸般政務の統理（拓務大臣の監督を受く、州外事務に關しては外務大臣の監督を受く）
- 五、職權又は特別の委任に依る廳令の發布
- 六、關東軍司令官に對する兵力使用の請求（管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警備の爲必要あるとき）

紹介



次に關東州内に於ての地方自治制度は、市制及會制の二

種にして、其の行政區劃を、五民政署に屬する二市六十九會となす。即ち昭和六年末に於ては、旅順民政署は一市六會に、大連民政署は一市（五十二區）十一會に、金州民政署は十四會に、普蘭店民政署は十八會に、貔子窩民政署は二十會に分たる。

東 市制は旅順及大連に施行せられたるが、内地に於けるものと沿革及成立に於て其の趣を異にするものあり。即ち邦治の初期、旅順及大連は市街地として急激なる發展を見たるが、明治三十八、九年頃は邦人の大集團地となりたれども、未だ自治團體を組織する時機に到らず、單に汚

物掃除其の他の衛生事務を處理する爲、我が軍憲の監督の

下に公共的團體の組織を見たるのみなり。明治四十年二月都督府は衛生組合規則を定め、民政署長の必要を認むる區域内に衛生組合を設置せしめ、之をして公衆衛生に關する事務を擔當せしむることとす。此の組合制度は旅順及大連のみならず金州にも實施せしむ。

當時の衛生組合は都市民唯一の公共機關にして、選舉に依りて委員を置く等、略々自治體の形式を有せしめられたり。其の管掌事務は只衛生事務（一部）のみに局限せられたり。當時尙施政草創の際にして、元より施設の普及を期し、旅順及大連の市街地に於ては別に實業會、町内會、聯合町内會等、年を逐うて私設團體簇生したり。其の結果は之に伴ふ弊害も漸く生ずるに至りたるを以て、大連の住民中各團體を統一して團結融合の實を擧げんと目的を以て市の設置方を建議する者あるに至れり。

顧るに戦後一時に蝟集したる關東州内の邦人は其の當初去來常なく、土著心に乏しかりしが、環境の安定に伴ひ漸次民住地に憂著心を生じ、自ら公共思想の發達を醸成する

に至りたるを以て、都督府は時代の趨勢に鑑み、自治の訓練を爲し、徐に他日の素地を型るの緊要なるを認め、大正四年九月旅順及大連市規則を制定し、從來の衛生組合を廢止して、新に市を置き、同年十月一日を以て之を實施したり。大正十三年に旅順及大連兩市は共に人口増加し、市民の自治に對する訓練も向上したるを以て、同年五月勅令を以て關東州市制公布せられ、同年八月一日より之が施行を見たり。而して市制實施後日尙淺しと雖も、旅順、大連兩市共圓滿なる市政の運行をなせり。而して改正市制の要諦は、内地の市制に則りたるものなるが、其の内容に於て異りたるものを二三擧ぐれば、

一、市長は市會の選舉推薦したる候補者三人中より關東長官之を選任す。

一、市は處務便宜の爲め區を劃し、區長及其の代理者を置き、又臨時或は常設の委員を置くことを得せしめ、區長及其の代理者又は委員は名譽職とす。區長及其の代理者は市會議員名譽職參事會員又は市住民中より市

長の推薦に依り市會之を定む。

一、市會の組織は關東長官の定むる處により選舉したる市會議員及選任したる市會議員を以て組織し、其の定數は旅順に在りては十六人、大連に在りては四十人とす。

一、市會議員の定數中、旅順に在りては十四人、大連市に在りては三十三人は民選とし、其の市住民たる日本人中被選舉權を有する者に就き選舉權者之を選舉し、其の他旅順に二人大連に七人は官選とし其の市住民中學識名望ある者に就き民政署長をして選任せしむ。現在に總て支那人中より之を選任す。

昭和七年十月一日現在に於ける居住者を關東廳公表の統計に見るに、旅順警察署管内に於て十三萬七千四百四十三人を數ふ。其の内容次表の如し。

區分	戸數	男	女	人口
				計

（市部 六、〇五七 一八、三三七 二二、〇六三 三〇、〇五三）

紹介

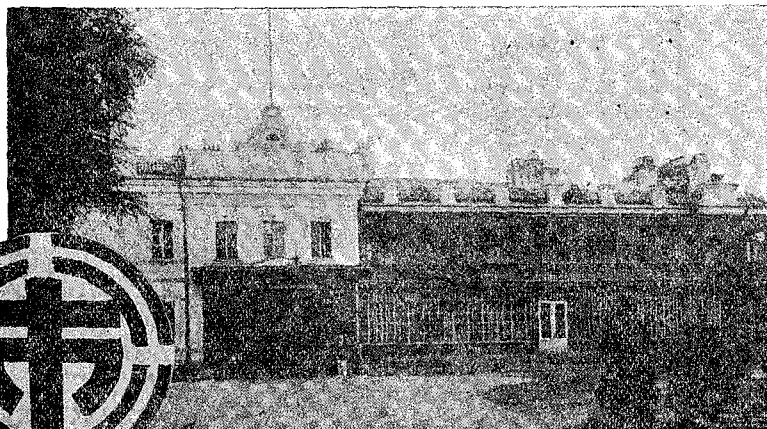
總括	會部	一五、七六	五四、四三	五八、八八	一〇七、〇九
	計	二、三三	七三、六九	六四、八四	一三七、四三
内地人	市部	二、五六	六、三七	五、七九	一、八六
	會部	一四〇	二九三	二四八	五四〇
朝鮮人	市部	二、六六	六、四九	五、九七	二、四〇
	會部	一八	三	七	二四
支那人	市部	七	二	二	元
	會部	二五	五七	六	一五三
支那支那人	市部	三、四八	二、一四	六、三三	一八、三五
	會部	一五、〇七	五、九六	五、五〇	一〇六、五〇
外國人	市部	一八、五五	六、〇三	五、七二	二四、八四
	會部	二	三	二	五
計	七	二	九	二〇	

るものを指す。

因に本表に於ける市部とは、旅順市制施行の地域にして、會部とは旅順警察署管内の地域より前記市部の地域を除きたるものを指す。

市内に於ける諸機關の主なるものを擧ぐれば關東廳、日本陸海軍の諸機關、民政署、市役所、關東廳、刑務所海務

局支局、觀測所支所、赤十字社滿洲委員本部、關東廳醫院、療病院、婦人病院、郵便局(一)、關東廳博物館、戰利品陳列館、圖書館、蠶業試驗所、鎌倉保育園支部、工科大學、中學校(一)、高等女學校、師範學堂、東洋協會語學校、實業補習學校、小學校、公學堂、幼稚園(各二)、南滿洲教育會、滿鐵埠頭出張所、滿鐵棧橋、正隆銀行支店、朝鮮銀行出張所、旅順殖産、旅順窯業、旅順機業各會社、滿洲鹽業會社支店、滿洲船渠、大日本鹽業各會社工場、旅順農會、旅順水産會、旅順漁業組合、白玉山表忠塔及納骨祠、東西本願寺、龍心、日清、明照、影現各寺、大社、天理、金光各教布教所、日本基督教會、大正公園、後樂園、新公園、黃金臺海水浴場、昭



旅順市役所及旅順市徽

和園(市公會堂及活動寫真等)にして交通機關としては旅大間及市内乗合自動車、タクシー、馬車、俾及港内外遊覽用舢板等あり。

次に旅順市に於ける土木及都市計畫に關する諸施設に就き述べんに、明治三十八年一月我が軍の占領に歸したる當時の旅順は、露國多年の施設の多くは兵火に罹り、荒廢の狀悲惨を極めたり。當時我が當局は大連の經營の急務なるに捕はれ、旅順を顧みるの邊なく、恰も大正十二年内地の關東大震災後の復興に際し、帝都東京に専ら意を注ぎて横濱は兎角第二に廻されたるが如き形に見えたると同一般にして、決して横濱を放擲した

るには非る如く、旅順に於ても明治四十年一月民政部を此の地に移し、次で守備隊も増設せらるるに及び、之が調査に着手し、明治四十三年新舊市街の市區計畫を決定したり。

乃ち大體に於て露時治代の計畫を踏襲し、七ヶ年繼續事業として工費百六十三萬二千七百圓の豫算を以て道路、橋梁、下水等の工事に着手し、日本橋及東洋橋の架設並に新舊市街樞要部に於ける道路側溝、下水の改修及築造を大正二年度迄に完成し、廢殘の市街も面目を一新するに至る。然れども經濟的方面に疎き旅順の發展が意の如くならず、旁と一先づ此の程度にて打ち切る事となり、大正三年度以降は必要に應じ豫算を計上して其の施設を進めたり。

旅順市街の面積は其の過去の人口増加率より推して將來も當分其の狹隘を感じざるが如し。然るに陸海軍用地其の他が四十%を占むる關係上、其の後漸く人口の増加を見ると共に、住宅地の不足を示すに至りたるを以て、大正十二年教場溝の埋立及白玉山西南部山麓及扶桑町、高崎町の市區計畫を追加し、道路、上下水道等の施設を完了す。其の

他公園計畫としては露國の施設したる後樂園の外、新市街の東北方小案山子南麓一帶の丘地に大正公園を計畫し、近年漸く施設の完備し來るに伴ひ好個の市民樂園と化しつつあり、尙露國が別莊地として經營したる黃金臺海水浴場ありて年々施設を加へ、且つ滿鐵をして別莊の經營に委ね協力して諸般の設備を改善す。

一、市街の區劃 旅順の市街區劃を數字的に見れば

舊市街	三、三四九、七一坪
新市街	一、三九八、五八〇坪
軍用地(陸海軍共)	一、六二四、三七〇坪
滿鐵用地	二四、九三九坪
公園用地	七一、九〇〇坪
計	六、四六九、五〇〇坪

抑も旅順は四十餘年前、清國政府が北洋艦隊の根據地として軍港を經營したるに端を發し、露國が租借後此の地を以て東洋經路の策源地と爲すと共に、大平洋艦隊の根據地とし周圍の山丘には堅牢なる防備を施し、港内には多數の大艦巨船の擧泊を自由ならしむべく之を浚渫し、

港の東部を純然たる軍港に充て、其の西部を商港たらしむる計畫を爲し、銳意之が經營に努めたり。而して舊市街は支那人との雜居地と爲し、西港北岸の平野には歐洲式新市街を建設して、本地區内には絶對に支那人の居住を禁じたりしなり。我が治下に於ては必じしも之に律することなく、而して大正十五年遂に港を自由に開放し商港と爲す等當市の繁榮の途を講じつつあり。

一方此の地は遼東半島の最突端に位する事とて、商業地として甚だ振はず、市街も著しく發展するに至らずと雖も、氣候概ね溫暖にして風光明媚なること北支一帯中、其の比を見ざるものあるを以て住宅都市又は學園都市として年を逐ひて發展の域を辿りつつあり。

尙東港に面する舊市街は地形の關係もあれども、井然たる街區に非ずして、街路も亦區々に亘る所多く露治時代其の儘のもの多し。西港に面する新市街の方は井然たる街衢なるも、其の建築物は官衙、學校及附屬官舎等多くして、一般市民の居住するもの極めて稀なり。

二、街路 旅順市街の道路も大連と同じく露治時代半成の儘戰禍に遭ひ特に荒廢甚だしかりしが、爾後應急修理を加へ、明治四十一年より一般的改修に着目し、加之近時高速度交通機關の發達も考慮し迅速なる進捗を見舊時に比すべくもなし。街路築造の方法も大體大連と同様、新舊市街共車道は全部マカダム式碎石道路とし、兩側に側溝を設け、六間以上のものには歩道を置き混凝土方塊を敷き、八間以上のものには並木敷を兩側に配したり。尙市内道路は路面不完全なる爲、降雨時には泥濘甚しく一般交通上非常なる困難を現出するにより、近年主要道路に對しては過半マカダム式とし、漸時改修を終り、舊時の醜態は一掃し得たり。

昭和三年度以降乗合自動車營業路線の一部にコイルターを撤布し、昭和四年度にはコイルター碎石道路に改築したる三千六百六十九坪七、昭和五年度には同じく五千六百九十二坪四の工程を得たり。

街路樹に就いては、近來ポプラ、白楊、柳、榆等が害蟲

の一種鐵砲蟲の喰害甚しく、可及的手当を施したるも枯死するもの漸く多數となりたるを以て、之等はアカシヤ及吉野櫻を以て補植したる結果、花時には美觀を増し、之亦旅順市街の面目を一新するものの多分をなす。

斯の如くして昭和五年度末迄に道路に對して支出したる工費は五十九萬五千七百二十一圓六十六錢を算し、既成街路延長十七里三十一町五十八間、其の坪數二十一萬三百四十九坪を數ふるに至る。而して別に年々六萬圓を道路維持費として計上し、街路の保全を期しつつあり。

其の等級別、幅員及延長内譯は次の如し。

等級	幅員	延長
一等	十八間以下十五間以上	二一丁二九間
二等	十四間以下十一間以上	一里一一丁一四間
三等	十間以下九間以上	二里一五丁一七間
四等	八間以下七間以上	一里二五丁三一間
五等	六間以下三間以上	四里一五丁一七間
六等	三間未滿	七里一五丁〇〇間
合計		一七里三一丁五八間

紹介

尙改築道路の單價を見るにマカダム式道路に於ては路面坪當り約三圓五十錢、ターマカダム式の方は坪當り約四圓五十錢を要したりと云ふ。

三、橋 梁 旅順市に於ける橋は、我が治下に於て架設若くは架設替に係るものにして、日本橋、東洋橋、開運橋乙女橋、大迫橋、大津橋、熊本橋、桃園橋、迎橋、市場橋等が主なるものにして、日本橋は延長九十六尺二寸、幅員四十九尺八寸の鐵橋にして架造費八萬三千二百八十圓、東洋橋は延長七十尺八寸、幅員三十八尺六寸の鐵筋混凝土造にして工費三萬五千餘圓を要し共に新舊市街の間に在り。開運橋は延長三十尺四寸、幅員四十一尺二寸鐵筋混凝土造にして工費一萬四千五百十圓を、迎橋は延長四十六尺八寸六分、幅員五十九尺四寸の鐵筋混凝土造にして工費一萬六千三百四十圓を、市場橋は延長三十七尺六寸二分、幅員十六尺五寸の鐵筋混凝土にして工費三千五百八十圓を要したり。

昭和五年度末迄に工費十九萬二百四十六餘圓に達し、橋

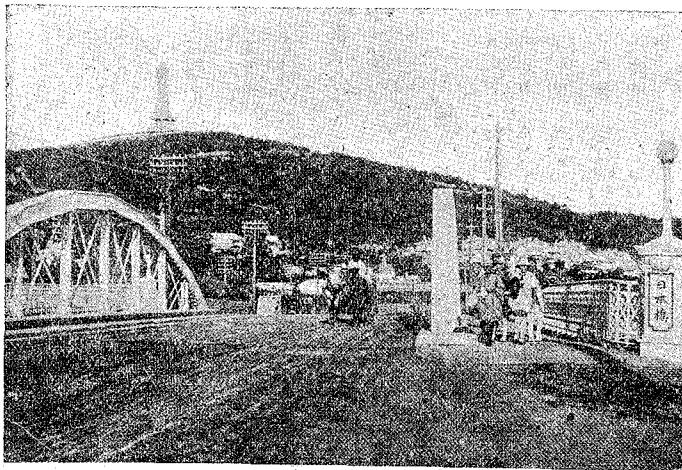
梁敷は三十五ヶ所にして總延長三町二十二間五〇となり
其の内容は次の如し。

延長別	箇所	延長計
五間以下	二一	一町〇六間〇
十間以下	一一	一町一六間五
十五間以下	一	一一間〇
十五間以上	二	四九間〇

尙旅順に於ける橋梁に代るべき渡船場は無し。

四、旅順港 旅順港は三面山を繞らし、黄金山、老虎尾半島は深く港口を抱く。港口の幅僅に三百三十米、港内は湖の如く、天恵の良港をなす。

港灣としての人工的施設加ふるに至りしは、約五十年前に清國政府が經營したりしに端を拓き、露國租借地として之に改修を加へつゝありしに戰禍に遭ひた



るを免れざれとも港灣の擴張改善に伴ひ、輸物物の主位

り。我が軍の手にて極力整理に努めたるも純然たる軍港にして商船の出入極めて少し。只

旅 順 日 本 橋

關東州沿岸或は對岸山東諸港に往來する少數の汽船と近海航行の戎克船の入港を見るのみなりしが、大正十一年十二月要港部の撤廢に伴ひ、東港の一部を除き全部開放せらるるに及び、滿鐵會社の石炭輸出補助港として海陸諸般の施設漸く改善せられ、更に大正十五年二月以來西港の一部を埋立て、繼續事業として新埠頭を築造し旅順港は益々發展を期しつつあり。滿蒙大陸の大支關、歐亞物資の大吞吐港として大連の雄大なる施設の關係上、當港は大連港の補助港た

たる石炭は更に増量し、原鹽、珪石等亞いで頗る殷盛を

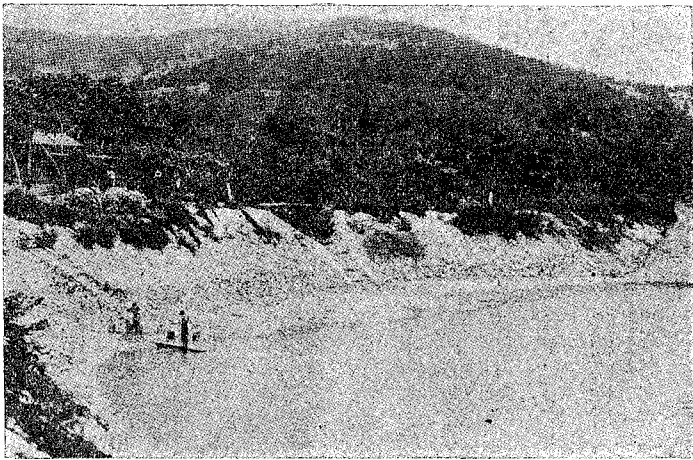
極めつつある狀況なり。輸入は地理の關係上當地方若くは當市に於て消費せらるる魚族、果實、雜貨等にして芝罘、天津方面より來り其の數量は極めて少數なり。

輸出狀況を見るに年々其の數量は増しつつあるも、昭和四年中のものを擧ぐれば、出港汽船數二百二十八隻、輸出貨物總噸數五十一萬九千三百九十一噸、其の内譯は

石炭	四六七、八〇七
鹽	三七、八四七
珪石	一二、八九〇
其他	八四七

を示したり。

五、公園及遊園地等 露治時代に於て新市街に施設したる



公園（後樂園）名所舊蹟の項に於て詳述）は、關東廳に

て現在之を植物園となし、別に大

正公園を建設したり。大正公園は

新市街の東北、小築山南麓二萬坪

の丘地に位し、綠森鬱鬱たる高丘

に圍まれ、峽間橋ありて水極る所

大池あり。珍草奇木の間を廻る小

徑を道へば身は仙境に在る如く、

櫻白桃紅、藤紫池水に映り、薔薇

芬々涼風薫す。萩花茅穗中秋の月

に照れば蟲聲唧々と聞ゆ。紅楓散

る所に梧葉を交ふ。朔風到れば池

鏡の如く水上曲美の線を描く健兒

躍る。旅順港は瞰下に開け、老虎

尾の翠巒連る。遠く老鐵の奇峰聳

え、渤海に白帆來往す。自然の風

光に杖を曳く者に加はる。特に櫻樹の多きは滿洲地方第

一たり。又舊市街朝日町に兒童遊園地を建設し、諸種の兒童運動器具を備へ日々兒童の樂園たり。

六、市街地建築物 旅順に於ける建築物に對する取締等は旅順市及金州、普蘭店、貔子窩並城子疇市街建築規則に依り旅順警察署長に家屋建坪の許可權限を委ねたるものにして、總て煉瓦其の他の不燃材料を以て建築せしめ、主要街路に面するものは之を二階建以上となさしむる等なり。而して旅順占領當時我軍政署に於て調査したる所に依れば、民有家屋數一千六百九十九棟なりしが、其の後明治四十五年より昭和六年九月に至る間に新に建築せられたるものは一千三百七十六棟にして、其の工費概算二百四十六萬五千圓なりと云ふ。其の内容次の如し。

區分	家屋數	建物面積
一階建	一、二四〇棟	二九、七六三、三六一坪
二階建	一三二棟	三、九三三、九〇四坪
三階建	三棟	七一三、一三〇坪
四階建	一棟	四四、〇〇〇坪
合計	一、三七六棟	三四、四五四、三九五坪

因に明治三十八年より同四十四年迄は文書の據るべきものなきにより之を省略す。

尙茲に露治時代の建物にして我が國の主要なるものに使せらるる今昔の對照を見るに次の如し。但し括弧内は露治時代を表はす。

關東軍司令部(露國軍司令部) 〓今は空家なり。

ヤマトホテル(紀鳳臺住宅)

偕行社(陸軍將校集會所)

重砲兵大隊(砲兵隊)

博物館(半成家屋)

關東廳醫院(赤十字病院)

要塞司令部(ステツセル官邸)

高等女學校(市役所)

將校集會所(實業中學校)

關東長官官邸(陸軍司令官官邸)

旅順民政署(小學校)

滿洲蠶業株式會社(防備隊)

霓裳園（茶園）支那劇場）

後樂園（植物園）

旅順第二小學校（下士集會所）

旅順驛（旅順驛）

戰利品記念品陳列場（陸軍下士集會所）

旅順公學堂（工兵隊）

旅順郵便局（郵便局）

旅順第一中學校（獨逸人商店）

工科大學（海兵團）

關東廳（市營旅館）

歩兵聯隊（歩兵兵舎）

滿洲船渠旅順工場（造船所）

水交社（海軍將校集會所）

七、上水道 旅順に於ける上水道の概況次の如し。

イ、沿革概要 旅順水道は明治十二年（光緒五年）旅順の北方約一里二十四町を距る龍眼泉を水源地として、徑六吋鐵管三千四百餘間を敷設し、當時の陸海軍各官衙に給水したりしを起源とす。明治三十年露國治下に移るや大に改良を加ふると共に、寺溝に新なる水源を

求め、淨水池及唧筒所等の工事を起せしが、何れも工事半にして日露の役に會ひ、我が陸軍水道班の經營に移りてより、専ら未了工事の完成に努むる所ありしが、軍隊及諸官衙の給水を主とし、市民は僅に其の餘澤を蒙むるに過ぎざりき。超えて明治四十年關東都督府の經營に移るや、寺溝水源地の工成り、延いて同四十三年大孤山水源の工を起し、翌年八月之が竣成を告げ、一般市民に給水の便を與ふるに至りたり。

ロ、水源、貯水、送水及配水の設備概要 旅順水道の水源地は龍眼、寺溝、大孤山の三箇所に分る。

(一) 龍眼水源は隧道式集水暗渠にして、元湧水量約千五廔内外に過ぎざりしが、昭和二、三兩年度に於て之が擴張を爲したる結果暗渠の延長本支線を合し七百七十一間、一日湧水量平均約三千五百廔に達す。

(二) 寺溝水源地は市を距る一里半、椅子山北麓河の南岸に在り。集水暗渠の延長二百九十五間、湧水量五百廔にして龍眼水源地よりの送水管に連絡送水す。

(三) 大孤山水源地は市を距る二里大孤山麓大河の南岸に位し、鑿井式に依り内徑十二尺、深さ地盤より十六尺の取水井を設け、一旦貯水池に揚水したる後自然流下に依りて聚水池に送水するものにして、一日の湧水量一千廔に達す。

(四) 以上三水源地の湧水量を合するときは、五千廔に及び、其の送水能力二千八百廔なるを以て、一日一人の消費量日本及歐米人百二十立、支那人五十立と假定して、前者は二萬人、後者は一萬人、計三萬人に給水することを得。而して前記三水源地の湧水は全部、混凝土造の長百九十尺幅三十五尺容量六百廔を有する桃園聚水池に流入し、更に唧筒に依り配水池に揚水し、直に之を配水管に依りて市内に給水したりしも、大正十四年經費約十萬圓を投じ、幅六十三尺、長百十七尺、深十二尺八分、面積二百四坪七合のものを二個、各水深七尺一晝夜四千廔の水を濾過し得る濾過池を新設したるを以て、現在に於て

は濾過せられたる淨水を山上の配水池に送り、更に之を内徑八吋、最小二吋の配水管に依り、市内に給水しつつあり、其の總延長二萬九千八百八十七間に及び。尙本水道が關東都督府の經營に移りし以來今日迄に改修擴張に支出したる經費は五十六萬九千餘圓に達す。尙左に其の給水状態を示せば

水道管總延長	十七里十五町四十二間
送水管延長	三里三十三町十五間
配水管延長	十三里十八町二十七間
計量水栓數	二千八百四十七
需要戸數	三千百〇九
消火栓總數	二百十七
專用消火栓數	四十五
公設消火栓數	百七十二
給水總量	六十萬二千百十九立方呎
其の料金	十一萬七千六百十三圓

にして、此の數字は昭和四年度のものなり。(未完)